

高等司法研究科 法律文書錬成講座 解答用紙

科目名	区分	学籍番号(在学時)	氏名
憲法			

評価(ABCD)

C

1. 公職選挙法49条2項に基づく公職選挙法施行令59条の2は、身体上の障害を持つ者のうち、郵便等による不在者投票が認められるのは身体障害者手帳に身体上の障害の程度が1級若しくは2級である者として記載されているものであると規定する。

5 かつこの規定はAのように身体上に障害を持つ者のうち、身体障害者手帳に身体上の障害の程度が1級若しくは2級である者として記載されている者について、一律に郵便等による不在者投票を認めないとしている点に、59条1項 憲法 59条1項に反しない。

10 (1)まず、憲法15条1項では、投票により国民が政治に参加する権利の集合体は、公務員という国家機関を投票により選定することにより政治に参加すること、選挙権を国民固有の権利として保障している。そして、公正な選挙の確保という趣旨を実現

15 するために、投票の選挙権の行使の機会の平等が保障されている必要がある。

(2)本件では、Aは公職選挙法49条2項に基づく公職選挙法59条の2で規定されている郵便等による不在者投票制度を利用するが認められる者に該当せず。また、Aは100メートル以上の歩行は自力で移動することが困難であり、高齢の母親による介助が必要となること、選挙当日に設置される投票所も期日前投票所も高低差の多い道路を約300メートル移動しなければならず母親による介助があったとしても外に辿り着くことが困難な状況にある。したがって、郵便等による不在者投票

25 をAに認めない Aのように身体上に障害を持つ者として郵便等による不在者投票が認められない者が投票所に辿り着くまでが困難であること、投票による選挙権

この点はQ

個別事件-投票の

1 ページ
裏面へ

の行使が事実上制限される場合があるといえる。

(3) 国民主権原理の下では、選挙権は国民が政治に参加する上で重要な権利である。したがって原則として選挙権の行使の制限は許されず、やむを得ない事由、具体的に公に公正な選挙の確保が事実上不能又は著しく困難性であると認められるのみ、選挙権行使の制限は許されると解する。

10 1 身体障害者手帳に身体障害の程度が1級若しくは2級である者として記載され
 いる者（以下、1級・2級~~者~~障害者）でない者の郵便等による
 不在者投票を一律に認めない上記法令は、選挙の投票
 所に行き投票する者が足を運んで投票することの原則があり、
 例外的に投票所に行き投票することから、国策上は、選挙
 権の行使を保障するものである。身体障害者手帳に1級・2級障害者でない者

投票所と自宅周辺の環境等により投票所での選挙権行使ができない者に郵便等による不在投票を認めることにより、公正な選挙の確保が事実上不能又は著しく困難になるとはいえない。公正な選挙の確保のために全ての国民に郵便等による不在投票を認めると、投票所での選挙権行使が、~~1級・2級障害者でない者であり、~~1級・2級障害者でない者であり、~~身体に障害~~を有する者であれば、1級・2級障害者でなくとも、~~一定数~~一定数の者に限られ、その者に郵便等による不在投票を認めると投票所での選挙という原則は維持できなくなるからである。

よって上記法令は憲法15条1項に違反し、選挙権の行使の違憲な制限に当たる。

- 全体の1/3を三教論法でいかに印象づける。
- 半分の1/2を身持で教員に伝える。一部分を大に生かすように、また、問題提起に使う。3級者に限らず、設定をいかにあわせる。
- 45秒にわたる内容、よく考える。

※このページは解答用紙の裏面です。解答は表面から書き始めてください。